

平成27年2月28日

各位

会社名 クロス・メディカルサービス株式会社
代表者名 代表取締役 黒沼 文雄
問合せ先 取締役管理部長 山口 薫
(TEL. 03-3633-6333)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、株式会社キムラメド（以下「キムラメド社」という）が特許庁長官に対して提訴した旧木村医科器械株式会社の「K KIMURA」商標権に関する商標登録取消決定取消請求訴訟に関し特許庁側に補助参加し、平成27年1月29日に知的財産高等裁判所において、キムラメド社の請求を棄却するとの判決が下りましたので、下記のとおりお知らせします。

1. キムラメド社の商標登録取消決定取消請求訴訟について

当社は、キムラメド社による平成23年9月28日付け旧木村医科器械株式会社ロゴ「K KIMURA」商標登録につき商標登録異議申立を行い、平成26年5月13日付けにて当該商標登録は商標法第4条第1項第7号及び同項第10号に該当するとして、特許庁から商標登録取消決定を得ました。

商標登録取消決定理由概要

- キムラメド社代表者は木村医科器械及び同社商標の存在を熟知しており、本件商標の登録出願前から同社の破産手続開始決定やその後の経緯について知り得たものでありながら、同商標が未登録商標であることを奇貨として実質的に同一の商標を同社破産管財人の承諾を得ずに先取りの商標登録出願し登録を得たものであって、キムラメド社の事業内容に照らせば「K KIMURA」商標による利益の独占を図る意図に基づく行為であり、剽窃的なものである。従って、本件商標登録は著しく社会的妥当性を欠き公正な競争秩序を害し公序良俗に反することから、商標法第4条第1項第7号に該当する。
- 「K KIMURA」商標の周知性は木村医科器械の事業の停止により直ちに消滅するとはいえず、本件商標は他人の業務に係る商品及び役務を表示するものとして取引者、需要者の間に広く認識されていた商標と同一又は類似の商標であることから、商標法第4条第1項第10号に該当する。

しかるにその後、この決定を不服としてキムラメド社は特許庁長官を相手取り、知的財産高等裁判所へ商標登録取消決定取消請求訴訟を提起しましたが、平成27年1月29日請求棄却の判決がなされました。この判決に対しキムラメド社は上告期限である平成27年2月16日までに上告を行わなかったため、当該判決が確定いたしました。下記、知的財産高等裁判所のHPの裁判例情報に判決が掲載されております。

http://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=3974



2. 訴訟原告の概要

名 称	株式会社キムラメド
所 在 地	東京都墨田区江東橋5丁目8番16号

3. 判決主文

- 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

以上